

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

（徳島県HP）：委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- 第6条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

(徳島県HP) : Web会議実施要領

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

- 第8条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。
- 本業務は、現行の宍喰川水系河川整備計画の計画区間上流の河川整備に向け、変更計画面（原案）を作成する。また、宍喰川の今後の河川改修に必要となる各種設計を行う。

2 業務内容

(1) 計画準備

指示事項及び貸与資料等の内容を把握し、業務計画書の作成を行う。

(2) 資料収集・整理

業務に必要な宍喰川水系を構成する河川に関する報告書・文献、流域内の歴史・文化に関する資料、既往洪水資料、水質や水利用に関する資料などの収集・整理を行う。

(3) 現地調査

業務に必要な宍喰川水系を構成する河川及び流域の状況の把握を行う。

(4) 宍喰川水系河川整備計画（原案）作成のための基礎資料の検討

宍喰川水系における現河川改修区間上流域（以下、上流域という）の河川改修を計画するにあたり、宍喰川水系河川整備計画の変更計画面（原案）作成のための基礎資料として、宍喰川水系河川整備基本方針等を踏まえ、上流域の計画規模、計画高水流量、整備目標、整備期間、整備箇所、整備メニュー（外水氾濫対策など）などについて、関係機関等との調整結果や「とくしま川づくり委員会」委員の意見など（以下、意見等という）を踏まえ、検討を行う。

(4. 1) 計画高水等の検討

既存検討結果をもとに、意見等を踏まえながら、必要に応じて上流域における計画規模、整備計画流量について修正及びとりまとめを行う。

(4. 2) 河道計画の検討

上流域における整備目標、整備期間、整備箇所、整備メニュー（外水氾濫対策など）について検討を行う。

(5) 宍喰川水系河川整備計画（原案）の作成

宍喰川水系河川整備基本方針等を踏まえ、「とくしま川づくり委員会」に提示する宍喰川水系河川整備計画（素案）及び参考資料の作成を行う。また、本計画（素案）を「とくしま川づくり委員会」に諮り、その意見を反映させた宍喰川水系河川整備計画（原案）の作成を行う。

なお、河川整備計画（原案）の作成に関しては、地域の意見を反映し、地域の実情に応じた河川整備計画となるよう配慮を行い、記載にあたっては、住民等にわかりやすい内容となるように工夫する。

また、詳細な記載項目・内容は監督員と協議の上で決定する。作成にあたっては、以下に記載する事項に留意すること。

- ・計画項目「流域及び河川の概要」及び「現状と課題」については、収集資料等を精査し、最新の情報を収集すること。

- ・徳島県及び国、他都道府県が作成した河川整備計画を確認し、新たな知見を収集すること。

(6) 河川整備計画に関する委員会資料の作成

宍喰川水系河川整備計画（素案）について、「とくしま川づくり委員会」で使用する説明資料（パワーポイント）の作成を行う。

- ・とくしま川づくり委員会実施回数 2回

- ・委員会用資料作成実施回数 2回

(7) 関係機関等への説明資料の作成

宍喰川水系河川整備計画作成のために実施する「とくしま川づくり委員会」委員及び関係機関等との調整に必要となる説明資料の作成を行う。

(8) 住民意見の収集

住民意見を聴衆するために河川整備計画（原案）のパンフレット及びアンケートの作成を行う。パンフレット及びアンケートは整備計画の内容を分かりやすくし、意見が収集できるように配慮する。また、アンケートを通じて寄せられた意見を適切に収集、整理する。

- ・パンフレットおよびアンケート作成 1回

- ・アンケート調査の実施及び結果整理 1回

- ・対象地域：宍喰川流域

(9) 照査

業務の各段階で、照査技術者による照査を実施する。

(10) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法・過程・結論を整理した報告書を作成する。

(11) 打合せ協議

打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮を行う。

- ・業務着手時 1回、業務中間時 2回、成果納入時 1回

- ・関係機関打合せ協議 1回

3 成果品

(1) 仕様外の事項等

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めることとする。また、仕様書の内容に質疑が生じた場合、若しくは、この仕様書の内容を変更する場合は発注者と受注者が協議して定めることとする。

(2) 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- ・成果報告書（A4版） 1部

- ・同 原稿（電子媒体） 2部